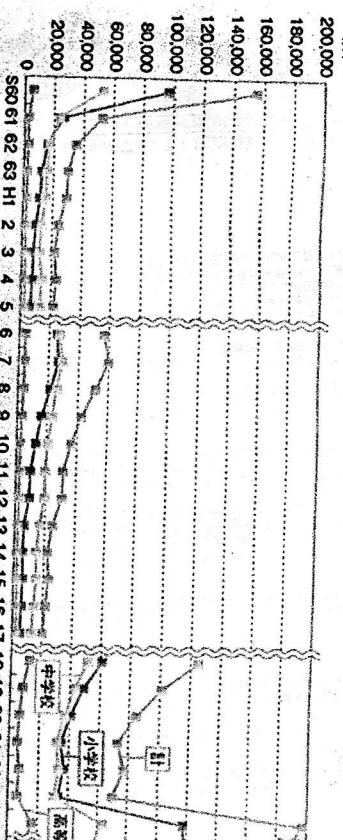


いじめの認知(発生)件数の推移



0120-0-78310
いじめ因った
ちやうめきよ
いじめ因つたり
自分がや友人の安全に
不安があつたりした
5人に
一人で居ます、
いつでもすぐ電話で
相談してください。

いじめの定義(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)
いじめの防止等は、全ての学校、教職員が自らの問題として切实に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。
いじめを防ぐため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

【これまでの定義】
(1)自分なり弱い者に対する一方的、
(2)相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」
など、日々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【新定義】(平成18年度間の調査より)
本調査において日々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめとは、「当該児童生徒が一定の期間係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注)いじめられた児童生徒が誰かによっても児童生徒の気持ちを害することである。
(注)いじめ問題のある者は、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、家庭や周辺施設の者、通勤距離の者を指す。
(注)「攻撃とは、物理的な形による攻撃など直接的にかかわるものではなく、精神的な攻撃などで相手に苦痛を与えるものも含む。
(注)物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、品を取られたり、脅されたりすることなどを意味する。
(注)いじめを防ぐ。

いじめの防止等は、全ての学校、教職員が自らの問題として切实に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。
いじめを防ぐため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

【これまでの定義】
(1)自分なり弱い者に対する一方的、
(2)相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

いじめ問題を含む子供のSOSに
対する文部科学省の取り組み
いじめ防止基本方針審定協議会
いじめ防止基本方針の策定について(通
知)

年	小学校	中学校	高等学校
2005	96,457	26,306	12,727
2006	52,991	23,690	16,796
2007	51,713	2,614	2,544
2008	155,066	52,610	35,067
2009	6,913	7,457	8,347
2010	25,955	26,614	21,733
2011	26,828	20,059	25,862
2012	4,253	4,184	3,771
2013	225	228	178
2014	55,601	60,096	51,544
2015	18,611	19,436	20,356
2016	60,091	48,896	40,807
2017	51,310	43,505	36,795
2018	12,307	8,355	6,737
2019	384	341	309
2020	124,388	101,057	84,648
2021	118,746	122,734	72,778
2022	55,248	52,971	77,630
2023	11,050	11,404	769
2024	769	953	188,072

(注1) 平成5年度までは公立小、中、高等学校を指す。平成6年度からは特殊教育学校、平成18年度からは国私立学校を含める。

(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(注3) 平成17年度までは児生件数、平成18年度からは記入件数。

(注4) 平成17年度から高等學校に調査対象を含める。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

いじめの四層構造論

森田洋司

年題
エスジヤ
N0228
印306/年

「子」たちはクラスのなかで浮き立つ。この場合、いじめられた子（被害者）といじめられもするが、いじめもする。逆に、周りの子ども達が面白がったり黙認していく。

めはいたんクラスからなくなるか、続くとすればいじめを強化し、積極的に認める層となる。その意味では「観察」は自分で直接手を下さないが、周りでおもしろがる。いじめは助長される。

れっ子

（被害者）と「いじめられもするが、いじめもする子」（被害者・加害者）の二層に分けて分析している。

すべての社会問題ではないが、ある種の社会問題の根底には人間であるがゆえに、あるいは集団を營むがゆえに派生してくる問題を潜在的に含んでいることがある。いじめ問題もこの種の問題に含まれて考えることができる。

しかし、いじめが人間の本性や集団過程に根ざす問題だとしても、われわれはだからいじめは避けがたい問題であるというよりも毛頭ない。むしろ避けがたい問題であるからこそ、人間の集団や社会ではこれらの問題の芽が伸びることを抑制するためのさまざまな歯止めを備えている。また、かりにこうした現象が具体的にあらわれても、社会や集団の局部的な現象として抑えこむ力を備えている。

現代のいじめが子ども集団の一部に偏在する局部的な問題として放置できないほど一般化し、しかも深刻な社会問題として発現してきたのは、集団の中にあるさまざまな歯止めが欠けていたり、有効に作用していないことによっている。この歯止めの欠如の仕方、あるいはそれによって、いじめが現象化する様相の中に現代社会が投射されてくるのである。いかえれば、いじめが人間や集団過程と共に通常の特質に根ざすとしても、その特質は集団や社会や時代の歪みを説明として発現してくるのである。いうなればいじめ問題は「人間」と「集団」および「時代」と「社会」とが交錯しあう問題であるといえよう。

集団のなかの反作用

「いじめが発生すると私たちます」「いじめう子」——「いじめられう子」という直接の当事者は目をそそぎ、何が原因なのか、どう対処すればよいのかを探り出そうとしたがちである。そのこと自体は間違った方法ではない。しかし、われわれはともすれば、社会や集団の秩序が、そこで生活している人々の反応の仕方によつて壊れたり、強固になつたりすることを忘れないでいる。一般に、いじめであれ、犯罪・非行であれ、およそ逸脱行動といわれる現象は、行為の直接の当事者だけでなく、彼らをとりまく周りの人々の反応の仕方によつて現象のあらわれ方が異なつてゐるものである。フランスの社会学者、E・デュルケムは早くからこのことを指摘していた。

（遠隔者）である。いじめはこうした四層構造が密接にか

らまりあつた学級集団全体のあり方のなかで起つてゐる。

このことは子どものしつけの場面を考えれば理解しやす

い。子どもがもし望ましくない行動をすれば、親がこれを

早くからこのことを指摘していた。

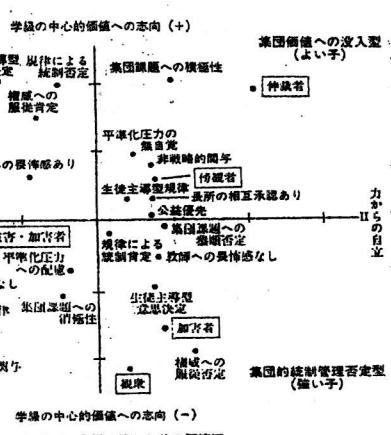
この場合は私たちの調査（東京・大阪の小・中学生一七

八名にたいする調査）結果にもとづいて作成したいじめ集

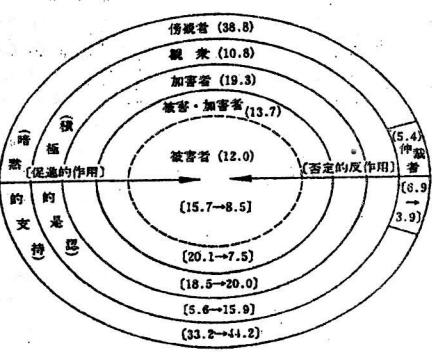
団の構造モデルである。これは現在の学級で一番最近発生

第1図は私たちの調査（東京・大阪の小・中学生一七八名にたいする調査）結果にもとづいて作成したいじめ集団の構造モデルである。これは現在の学級で一番最近発生

いじめ集団の構造



第2図 いじめの立場の違いとその価値



第1図 いじめ集団の構造
〔〕内の数字は前者が小学6年、後者が中学2年における構成比率を示す。
〔〕内の数字は両者をあわせた全体会における構成比率を示す。

第1.

1.

■ 論議としての登校拒否

「いわきいじめ訴訟」判決が画期的だったのは、この予見可能性と学校側の過失責任をめぐる問題だけではない。この判決には「いじめ」の論理構成と表裏一体をなす、もう一つ見逃してはならない重要な判断が書き込まれている。過失相殺に関する論理がそれである。

過失相殺とは、被害者と原告側の双方に過失がある場合、過失の割合に応じて賠償額を割り引くというものである。先に、この判決はいわき市に対して、100万円余りを原告に支払うよう命じた、と書いた。しかし、この金額はSは裁判所が正当だと認めた賠償額の3割にすぎない。裁判所が過失の割合を、自家のS本人が4割、家族が3割とみなした、賠償額の算定において過失相殺を行ったからである。この過失相殺について、この判決に注目したほとんどの人が「問題がある」といい、「いじめ」の被害者である本人に4割もの過失を押しつけるのは理解できない、と不満を表明している。学校から「いじめ」を一掃することが必要であり、そのためには、だれよりも学校が責任をもってその任にあたるべきであるという発想からすれば、この種の不満は当然のものであるといえるだろう。だが、その種の発想からはみてこない重要な論理が、裁判所のこの過失相殺に含まれていることを見逃してはならない。

判決はS本人の過失について、端的に次のように述べている。「Sにとってはやむにやまぬことであったとはいえ、少なくとも周囲の者にしてもみれば当然、自殺という最悪の解決方法を選択してしまったこと自体について、Sが一定の責任を負うべきこととされるのはやむを得ないとある」。過失とは当然果すべき義務を果さなかつたことに対する責任である。学校の過失は安全保持義務に対するものである。では何が、この判決において、そもそもSが果たすべき義務とはいったい何だったの

I 「子ども権利」の誤解

だろうか。「自殺しない義務」だろうか。これでは、「~しない」という抽象表現に「義務」という概念的な行動規範をかぶせることになり、表現上、矛盾する。では、「生きる義務」としたらどうだろうか。これも、やはり「生きる」という状態表現に「義務」という抽象的な行動規範を接合することになり、しっくりこない。では何か。判決においてSの義務として想定されているのは、「死」を避けるためにとりうる手段をすべて試みること、これである。Sはそれをしなかった。自ら命を絶たなければならぬような状況にありながら、その状況から抜け出すために考案されるあらゆる方案をとらなかった。これがSの過失なのである。あるいは、本人にしてもみれば猪一杯のことをしてしまつたりかもしれない。しかし、結果としてSが「自殺」という最悪の解決方法を選んでしまった以上、裁判所としてはSがこの義務を果したとは認められない。原題に引用したのは、裁判所のこうした苦渋の判断を表明している箇所である。

② おとなの社会の 価値観を反映

片澤俊介
（評論家）
著書『人生の教訓』『いじめの子と親の教訓』
著者著述権・版権所有
著者著述権・版権所有

AFRA
Model 13
1996

じめる行為を名指す名詞が必要になったためであろう。
いじめは昔からあった現象だが、それに対する社会の見方、まなざしは1980年頃から大きく変わった。学校でのいじめの発生件数の統計も、1980年代以降の文部科学省がとり続いているが、この数値は大きく変動している。これは、いじめという現象の性質と関連している。いじめは先述のように定義することはできるが、個々の事例が定義に当てはまるかどうかを判断するのは容易でない。いじめとも言えるし、いじめでないとも言えるような、境界的な事例が実際にたくさんある。

また、いじめはそもそも隠れて行われるものであり、すべてを見通すのは困難である。したがって、いじめがどれだけ見えるかは、どれだけ見ようとするかによって変化する。いじめに対する問題意識が高まり、些細なケースでも発見して対処しようという姿勢で臨めば、より多くのいじめが発見され、統計上の件数は増える。無関心であれば少なくなる。1980年代後半には「いじめ自殺」の報道が減り、いじめは沈黙化したと考えられた。しかしその後も1990年代中頃、2000年代中頃と約10年おきに問題化し、その度に統計上の数値は増えた。これは、問題化したことでいじめを見るまなざしが鋭敏化したり、文部科学省がいじめの定義を拡大し、より多くのケースを報告するよう学校に促したことの影響と見ることができる。

③ 学校におけるいじめ

学校でのいじめは、それが問題化する以前は、いじめる側 = 「いじめっ子」と、いじめられる側 = 「いじめられっ子」それぞれのパーソナリティの問題と見られていた。しかし、現代のいじめを見る際に、加害者 / 被害者のパーソナリティに原因を求める見方は一般的でなくなり、いじめはそれが発生する集団の問題だと見る見方が広がってきた。

こうした見方の代表的なものが、森田洋司らが唱えた、いじめの「四層構造論」である。これは、いじめを加害者、被害者の二者に加えて、いじめに直接は加わらないが周囲ではやし立て、いじめを助長している層 = 「傍観者」を含め、計4つの層から成っていると見る。この見方では、いじめが起つている集団では全員が何らかの形でいじめにかかわっていることになる。このようにいじめを構造的に見ることが可能になつた、いじめに対するまなざしは鋭敏化している。にもかかわらず、いじめの実態はほとんど変わっていないようである。自殺の有無や増減にかかわらず、いじめが子どもたちの間で数多く起こっているのはずっと変わらない事実であり、われわれはまだそれに対する有効な手立てを見出せていない。（伊藤茂樹）

▷ 3 宮庁が発表する公式統計は構成をもつが、一般的に言って、公式統計が実態を正確に表しているとは言えない。むしろそれは、官庁の「活動報告」のようなものと見るべきである。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

いじめの被害者は私たるがいじめに注目はじめた八〇年代前半には、いじめの観点でとらえることが一般的である。「四層構造」である。その異常が森田洋司氏の「いじめ」である。「四層構造」である。すなわち中心に横たがいて、その回りに攻撃する多數者がいる。それを取り込んで居るものがおり、さら外側に傍観者がいるというのだ。けれど私たちはこうした把捉に收まらず、いじめの観点でとらえよう。いじめの構造論解釈としては十分ではないものの、これを基にしてきた。九〇年代の大河内尚吉はじめの事件に接するときには、つづきと排除という観点で、いじめの観点を改めて見直す必要性を強調した。しかし、大河内尚吉はいじめグループの「いじめられた者」が悪い」といつしょになって授業妨害している。

IX 非行／逸脱・教育問題

4 いじめ問題

① いじめとは何か

いじめは現代の教育問題の中で、最も多くの人が直接経験したことのある問題だろう。小・中・高校で一度も身近でいじめが起ったことがない人は少ないと思われる。

いじめを定義するならば、「同一集団内における相互作用過程において何らかの意味で優位に立つ者が、劣位にある者に対して継続的に精神的、身体的身体を加えたり排除したりすること」となるだろう。いじめとは同じ集団（学級や友だちグループ、部活動、会社の部課など）に属するメンバーどうしの間で起るものであり、そこで力のある者や立場の強い者が、力のない者や立場の弱い者に対して、一定期間以上にわたって攻撃を繰り返すことである。

現在いじめといえば、ほとんどが学校で子どもたちの間に起きるものを目指すが、上の定義に当たる現象はもっと普遍的に存在する。歴史的に、日本の中世から近代初頭にかけてヨーロッパやアメリカで起きた「魔女狩り」などは、広い意味でのいじめの一形態である。こうした現象が生じるのは、集団が何らかの意味で危機に瀕したとき、あるターゲットを生け贋のように攻撃することで集団の凝集力（まとまり）を高めるためだという説明がある。こうした条件が揃えば、いじめに類似した現象は比較的容易に生じるようだ。

② 教育問題としてのいじめ

いじめが重大な教育問題とされるようになったのは1980年代からである。この時期、いじめられていることを苦にして子どもが自殺した事件が報道され、いじめが死を招くケースがあることが知られるようになった。それまでいじめは、もちろん要められるようなことではないものの、子どもの世界にはよくあるいじめであり、特に問題視したり、大人が介入するようなことは考えられていないかったが、これ以降、あってはならない問題、小さくなればならない問題と位置づけられるようになった。また、これ以前には「いじめ」という言葉も使われていなかった。「いじめる」という動詞は古くからあったが、「いじめ」という名詞は1980年代に問題化してから使われるようになった。いじめが問題化することで、「いじめ対策」「いじめ予防」といった表現のために、いじめ

△ 1 村八分

村落でのつき合いが10種類あるうち、葬式と火事の消火以外の8つ（=八分）を断つことから村八分という。

△ 2 魔女狩り

魔女がもちろん実在するわけではなく、恋愛的魔女と名指しされた者（女性とは限らない）が裁判にかけられ、多くが処刑された。

△ 3 教育問題としてのいじめ

いじめが重大な教育問題とされるようになったのは1980年代からである。この時期、いじめられていることを苦にして子どもが自殺した事件が報道され、いじめが死を招くケースがあることが知られるようになった。それまでいじめは、もちろん要められるようなことではないものの、子どもの世界にはよくあるいじめであり、特に問題視したり、大人が介入するようなことは考えられていないかったが、これ以降、あってはならない問題、小さくなればならない問題と位置づけられるようになった。また、これ以前には「いじめ」という言葉も使われていなかった。「いじめる」という動詞は古くからあったが、「いじめ」という名詞は1980年代に問題化してから使われるようになった。いじめ

